農林水産局ＩＣＴ活用工事試行要領

令和４年８月１日　制定
令和５年８月１日　改正
令和６年８月１日　改正
令和７年10月１日　改正
令和８年10月１日　改正

第１　趣旨

本要領は、広島県農林水産局が発注する工事において、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事関係図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用することで、建設産業の生産性向上の実現を目的とする「ＩＣＴ活用工事」の試行に関し必要な事項を定める。

第２　定義

１　ＩＣＴ活用工事

ＩＣＴ活用工事とは、次の施工プロセスのうち工種ごとに設定した全ての段階でＩＣＴを活用する工事を基本とする。

簡易型ＩＣＴ活用工事とは、次の施工プロセスのうちＩＣＴ施工技術の必須項目を活用し、選択項目を受注者の希望により部分的に活用する工事を基本とする。

なお、ＩＣＴ施工技術の必須項目は工種ごとで異なるので留意すること。

(1) ３次元起工測量
(2) ３次元設計データ作成
(3) ＩＣＴ建設機械による施工
(4) ３次元出来形管理等の施工管理
(5) ３次元データの納品

２　施工管理基準

本要領において、「施工管理基準」とは、「土木工事施工管理基準」（広島県）及び「農林土木工事施工管理基準」（広島県）とする。

第３　ＩＣＴ活用工事（共通）

１　ＩＣＴ活用工事の実施方法

(1) 発注における入札公告等

入札公告及び特記仕様書に当該工事がＩＣＴ活用工事の対象工事である旨を記載する。

(2) 発注型式

受注者希望型とし、契約後、受注者の希望がある場合、ＩＣＴ活用工事又は簡易型ＩＣＴ活用工事を実施することを可能とする。ただし、災害復旧工事は基本的にＩＣＴ活用工事として発注しないこととする。

なお、ＩＣＴ活用工事の対象工事において、特記仕様書で指定した工種以外を受注者が希望す

る場合は、発注者に協議し、承諾を得た場合は、対象にできるものとする。

2　ＩＣＴ活用工事の実施の推進のための措置

(1) 総合評価落札方式における加点措置

ＩＣＴ活用工事の施工実績を総合評価において加点評価する。

(2) 工事成績評定における措置

ア　評価項目

施工プロセスの各段階でＩＣＴを活用した場合、創意工夫【施行】において該当する項目で加点評価する（ＩＣＴ活用による加点は最大２点の加点とする）。

□ＩＣＴ活用工事加点として起工測量から電子納品までの何れかの段階でＩＣＴを活用した工事（電子納品のみは除く）。※本項目は１点の加点とする。
□ＩＣＴ活用工事加点として起工測量から電子納品までの全ての段階でＩＣＴを活用した工事。※本項目は２点の加点とする。

イ　工事目的物でＩＣＴを活用しない場合

工事成績評定における減点は行わない。

3　現場見学会・講習会の実施

ＩＣＴ活用工事の推進を目的として、官民を対象とした見学会の開催を随時検討するものとする。

4　アンケートの実施

ＩＣＴ活用工事の効果検証を行うため、受注者は、完成検査までに、別に定めるアンケートに回答すること。

また、発注者が依頼する調査等がある場合には、協力すること。

5　その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者間で協議し、定めるものとする。

第４　ＩＣＴ活用工事（土工）※土工量 1,000m3 以上

1　ＩＣＴ活用工事

(1) ＩＣＴ活用工事における土工

次のア～オの全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事における土工とする。

また、次のイ、エ及びオの段階で活用を必須とし、ア及びウの段階で受注者の希望によりＩＣＴ施工技術の活用を選択し、部分的な活用とする工事を簡易型ＩＣＴ活用工事とする。

ア　３次元起工測量

イ　３次元設計データ作成

ウ　ＩＣＴ建設機械による施工

エ　３次元出来形管理等の施工管理

オ　３次元データの納品

(2) ＩＣＴ施工技術の具体的内容

「農林水産局ＩＣＴ活用工事共通仕様書（令和８年 10 月 広島県）」に準ずる。

(3) ＩＣＴ活用工事が可能な工事

ＩＣＴ活用工事の対象とすることができる工事は、建設工事指名業者等選定要綱の別表第２左

欄に掲げる発注工事の種類において「一般土木工事」、「法面処理工事」及び「舗装工事」を原則とし、土工量1,000m3以上で、次に該当する工種を含むものとする。ただし、従来施工において、施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

なお、施工箇所が点在する工事においては、１施工箇所の土工量で判断するものとする。

ア　農道工事、林道工事

土工

・掘削工

・路体盛土工

・路床盛土工

・法面整形工

イ　治山工事

治山土工

・掘削工

・盛土工

・法面整形工

２　発注方式

ＩＣＴ活用工事の発注方式は、「受注者希望型」とし、次を満たす工事を目安として、発注者が設定した対象工事に適用する。

(1) 予定価格（消費税を含む）5,000万円以上

(2) 土工量1,000m3以上

３　ＩＣＴ活用工事の導入における留意点

受注者が円滑にＩＣＴ施工技術を導入し、活用できる環境整備として、次のとおり実施するものとする。

(1) 施工管理、監督・検査の対応

ＩＣＴ活用施工を実施するに当たり、施工管理及び監督・検査は、別表の基準類に基づき実施する。

なお、工事着手前に基準類の改訂等があった場合は、監督職員と協議の上、極力、最新の基準類に基づき実施するものとする。

監督職員及び検査職員は、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

(2) ３次元設計データ等の貸与

発注者は、詳細設計において、ＩＣＴ活用施工に必要な３次元設計データを作成した場合は、受注者に貸与するほか、ＩＣＴ活用施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

(3) 工事費の積算

ア　積算方法

発注者は、発注に際して「土地改良工事積算基準（農林水産省）」または「治山林道必携　積算・施工編（林野庁）」に基づき従来どおりの積算を行い、発注するものとする。契約後の協議において受注者からの希望によりＩＣＴ活用施工を実施する場合、ＩＣＴ活用施工を実施する項目について、各段階のＩＣＴ活用施工に係る費用を「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省）」または「治山林道必携　積算・施工編（林野庁）」及び「森林整

備保全事業ＩＣＴ活用工事（土工）試行積算要領（林野庁）」に基づき積算し、設計変更の対象とする。

ただし、次のイ、ウ及びエについては、本要領を優先する。

なお、「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省）」または「治山林道必携　積算・施工編（林野庁）」等の適用については、農林水産局ＩＣＴ活用工事共通仕様書に記載する年度のものとする。

イ　３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

（ア）３次元起工測量及び３次元設計データ作成については、受注者にそれらに係る費用（諸経費込）について見積書の提出を求め、その内容を確認の上、３次元起工測量及び３次元設計データ作成を指示し、設計変更において共通仮設費の技術管理費に計上するものとする。ただし、いずれもその後の積算における現場管理費率及び一般管理費率（諸経費率）による計算の対象外とする。

（イ）３次元起工測量については、従来の起工測量に係る費用が共通仮設費の率に含まれていることから、３次元起工測量と従来の起工測量それぞれに係る費用（諸経費込）について、見積書の提出を求め、両者の差額を設計変更の対象とする。

（ウ）受注者から見積書の提出がない場合は、費用計上しないものとする。

（エ）発注者は提出された見積書を、農林整備管理課に情報提供するものとする。

ウ　３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用（費用計上する場合）

（ア）３次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び３次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省）」または「治山林道必携　積算・施工編（林野庁）」及び「森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（土工）試行積算要領（林野庁）」に基づき算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする。

（イ）見積りにより算出される金額には、共通仮設費（３次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び３次元データ納品に要する費用）と現場管理費（外注経費を含む）に加え、一般管理費等を含むこととする。また、見積りには、３次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理を行う対象範囲を明記するものとする。

（ウ）見積りにより算出される金額を積算計上額として採用する場合は、全ての間接費の対象外として共通仮設費の技術管理費に積上げ計上するものとする。

（エ）受注者から見積書の提出がない場合は、費用計上しないものとする。

（オ）発注者は提出された見積書を、農林整備管理課に情報提供するものとする。

エ　掘削工における建設機械の稼働実績の確認

掘削工のＩＣＴ建設機械による施工は、ＩＣＴ施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は建設機械（ＩＣＴ建設機械、通常建設機械）の稼働実績を用いて算出するものとする。

受注者は、ＩＣＴ施工に要した建設機械（ＩＣＴ建設機械、通常建設機械）の稼働実績を「別記様式１稼働実績報告書」に記入し、稼働状況が確認できる資料（工事日誌や稼働前点検の記録等）とともに、毎月７日までに監督職員へ提出するものとする。

なお、稼働実績が確認できる資料の提出がない等、稼働実績が適正と認められない場合

は、全施工数量の 25%を「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省）」または「治山林道必携　積算・施工編（林野庁）」及び「森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（土工）試行積算要領（林野庁）」の「掘削（ＩＣＴ）［ＩＣＴ建機使用割合 100%］」の施工数量として変更するものとする。

第５　ＩＣＴ活用工事（土工 1,000m3 未満）

１　ＩＣＴ活用工事

(1) ＩＣＴ活用工事における土工 1,000m3 未満

次のア～オの全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事における土工 1,000m3 未満とする。

また、次のイ、エ及びオの段階で活用を必須とし、ア及びウの段階で受注者の希望によりＩＣＴ施工技術の活用を選択し、部分的な活用とする工事を簡易型ＩＣＴ活用工事とする。

ア　３次元起工測量

イ　３次元設計データ作成

ウ　ＩＣＴ建設機械による施工

エ　３次元出来形管理等の施工管理

オ　３次元データの納品

(2) ＩＣＴ施工技術の具体的内容

「農林水産局ＩＣＴ活用工事共通仕様書（令和８年 10 月 広島県）」に準ずる。

(3) ＩＣＴ活用工事が可能な工事

次に該当する工種を含むものとする。ただし、従来施工において、施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

なお、施工箇所が点在する工事においては、１施工箇所の土工量で判断するものとする。

ア　農道工事

土工

・掘削工

・法面整形工

イ　林道工事

土工

・掘削工

・路体盛土工

・路床盛土工

ウ　治山工事

治山土工

・掘削工

・盛土工

２　発注方式

関連施工工種とするため、ＩＣＴ活用工事（土工 1,000m3 未満）単独での発注は行わない。

３　ＩＣＴ活用工事の導入における留意点

受注者が円滑にＩＣＴ施工技術を導入し、活用できる環境整備として、次のとおり実施するものとする。

(1) 施工管理、監督・検査の対応

ＩＣＴ活用施工を実施するに当たり、施工管理及び監督・検査は、別表の基準類に基づき実施する。

なお、工事着手前に基準類の改訂等があった場合は、監督職員と協議の上、極力、最新の基準類に基づき実施するものとする。

監督職員及び検査職員は、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

(2) ３次元設計データ等の貸与

発注者は、詳細設計において、ＩＣＴ活用施工に必要な３次元設計データを作成した場合は、受注者に貸与するほか、ＩＣＴ活用施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

(3) 工事費の積算

ア　積算方法

発注者は、発注に際して「土地改良工事積算基準（農林水産省）」または「治山林道必携積算・施工編（林野庁）」に基づき従来どおりの積算を行い、発注するものとする。契約後の協議において受注者からの希望によりＩＣＴ活用施工を実施する場合、ＩＣＴ活用施工を実施する項目について、各段階のＩＣＴ活用施工に係る費用を「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省）」または「治山林道必携　積算・施工編（林野庁）」及び「森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（土工 1,000m3 未満）試行積算要領（林野庁）」に基づき積算し、設計変更の対象とする。

ただし、次のイ、ウ及びエについては、本要領を優先する。

なお、「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省）」または「治山林道必携積算・施工編（林野庁）」等の適用については、農林水産局ＩＣＴ活用工事共通仕様書に記載する年度のものとする。

イ　３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

（ア）３次元起工測量及び３次元設計データ作成については、受注者にそれらに係る費用（諸経費込）について見積書の提出を求め、その内容を確認の上、３次元起工測量及び３次元設計データ作成を指示し、設計変更において共通仮設費の技術管理費に計上するものとする。ただし、いずれもその後の積算における現場管理費率及び一般管理費率（諸経費率）による計算の対象外とする。

（イ）３次元起工測量については、従来の起工測量に係る費用が共通仮設費の率に含まれていることから、３次元起工測量と従来の起工測量それぞれに係る費用（諸経費込）について、見積書の提出を求め、両者の差額を設計変更の対象とする。

（ウ）受注者から見積書の提出がない場合は、費用計上しないものとする。

（エ）発注者は提出された見積書を、農林整備管理課に情報提供するものとする。

ウ　３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用

原則、断面管理にて出来形管理を実施するため、費用は計上しない。

ただし、現場条件等により面的な計測を実施することで効率化や安全性の向上等が図られる場合は、監督職員と協議し、設計変更の対象とする。

エ　掘削工における建設機械の稼働実績の確認

掘削工のＩＣＴ建設機械による施工は、ＩＣＴ施工現場での施工数量に応じて変更を行う

ものとし、施工数量は建設機械（ＩＣＴ建設機械、通常建設機械）の稼働実績を用いて算出するものとする。

受注者は、ＩＣＴ施工に要した建設機械（ＩＣＴ建設機械、通常建設機械）の稼働実績を「別記様式１稼働実績報告書」に記入し、稼働状況が確認できる資料（工事日誌や稼働前点検の記録等）とともに、毎月７日までに監督職員へ提出するものとする。

なお、稼働実績が確認できる資料の提出がない等、稼働実績が適正と認められない場合は、全施工数量の 25%を「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省）」または「治山林道必携　積算・施工編（林野庁）」及び「森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（土工 1,000m3 未満）試行積算要領（林野庁）」の施工数量として変更するものとする。

第６　ＩＣＴ活用工事（小規模土工）

１　ＩＣＴ活用工事

小規模土工とは、１箇所当りの施工土量が 100m3 以下の掘削（適用土質は、土砂（砂質土、砂、粘性土及び 礫質土）とする）に適用する。 なお、「１箇所当り」とは目的物（構造物・掘削等）１箇所当りのことであり、目的物が連続している場合は、連続している区間を１箇所とする。

(1) ＩＣＴ活用工事における小規模土工

次のア～オの全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事における小規模土工とする。

また、次のイ、エ及びオの段階で活用を必須とし、ア及びウの段階で受注者の希望によりＩＣＴ施工技術の活用を選択し、部分的な活用とする工事を簡易型ＩＣＴ活用工事とする。

ア　３次元起工測量

イ　３次元設計データ作成

ウ　ＩＣＴ建設機械による施工

エ　３次元出来形管理等の施工管理

オ　３次元データの納品

(2) ＩＣＴ施工技術の具体的内容

「農林水産局ＩＣＴ活用工事共通仕様書（令和８年 10 月 広島県）」に準ずる。

(3) ＩＣＴ活用工事が可能な工事

次に該当する工種を含むものとする。ただし、従来施工において、施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

なお、施工箇所が点在する工事においては、１施工箇所の土工量で判断するものとする。

ア　農道工事、林道工事

土工

・掘削工

イ　治山工事

治山土工

・掘削工

２　発注方式

関連施工工種とするため、ＩＣＴ活用工事（小規模土工）単独での発注は行わない。

３　ＩＣＴ活用工事の導入における留意点

受注者が円滑にＩＣＴ施工技術を導入し、活用できる環境整備として、次のとおり実施するものとする。

(1) 施工管理、監督・検査の対応

ＩＣＴ活用施工を実施するに当たり、施工管理及び監督・検査は、別表の基準類に基づき実施する。

なお、工事着手前に基準類の改訂等があった場合は、監督職員と協議の上、極力、最新の基準類に基づき実施するものとする。

監督職員及び検査職員は、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

(2) ３次元設計データ等の貸与

発注者は、詳細設計において、ＩＣＴ活用施工に必要な３次元設計データを作成した場合は、受注者に貸与するほか、ＩＣＴ活用施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

(3) 工事費の積算

ア　積算方法

発注者は、発注に際して「土地改良工事積算基準（農林水産省）」または「治山林道必携積算・施工編（林野庁）」に基づき従来どおりの積算を行い、発注するものとする。契約後の協議において受注者からの希望によりＩＣＴ活用施工を実施する場合、ＩＣＴ活用施工を実施する項目について、各段階のＩＣＴ活用施工に係る費用を「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省）」または「治山林道必携　積算・施工編（林野庁）」及び「森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（小規模土工）試行積算要領（林野庁）」に基づき積算し、設計変更の対象とする。

ただし、次のイ、ウ及びエについては、本要領を優先する。

なお、「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省）」または「治山林道必携　積算・施工編（林野庁）」等の適用については、農林水産局ＩＣＴ活用工事共通仕様書に記載する年度のものとする。

イ　３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

（ア）３次元起工測量及び３次元設計データ作成については、受注者にそれらに係る費用（諸経費込）について見積書の提出を求め、その内容を確認の上、３次元起工測量及び３次元設計データ作成を指示し、設計変更において共通仮設費の技術管理費に計上するものとする。ただし、いずれもその後の積算における現場管理費率及び一般管理費率（諸経費率）による計算の対象外とする。

（イ）３次元起工測量については、従来の起工測量に係る費用が共通仮設費の率に含まれていることから、３次元起工測量と従来の起工測量それぞれに係る費用（諸経費込）について、見積書の提出を求め、両者の差額を設計変更の対象とする。

（ウ）受注者から見積書の提出がない場合は、費用計上しないものとする。

（エ）発注者は提出された見積書を、農林整備管理課に情報提供するものとする。

ウ　３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用

原則、断面管理にて出来形管理を実施するため、費用は計上しない。

ただし、現場条件等により面的な計測を実施することで効率化や安全性の向上等が図られる場合は、監督職員と協議し、設計変更の対象とする。

エ　掘削工における建設機械の稼働実績の確認

掘削工のＩＣＴ建設機械による施工は、ＩＣＴ施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は建設機械（ＩＣＴ建設機械、通常建設機械）の稼働実績を用いて算出するものとする。

受注者は、ＩＣＴ施工に要した建設機械（ＩＣＴ建設機械、通常建設機械）の稼働実績を「別記様式１稼働実績報告書」に記入し、稼働状況が確認できる資料（工事日誌や稼働前点検の記録等）とともに、毎月７日までに監督職員へ提出するものとする。

なお、稼働実績が確認できる資料の提出がない等、稼働実績が適正と認められない場合は、全施工数量の 25%を「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省）」または「治山林道必携　積算・施工編（林野庁）」及び「森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（小規模土工）試行積算要領（林野庁）」の施工数量として変更するものとする。

第７　ＩＣＴ活用工事（作業土工）

１　ＩＣＴ活用工事

(1) ＩＣＴ活用工事における作業土工

次のア～エの全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事における作業土工とする。

ア　原則、従来手法の起工測量（受注者の希望により３次元座標値を面的に取得する機器を用いた起工測量を選択できる）

イ　３次元設計データ作成

ウ　ＩＣＴ建設機械による施工

エ　３次元データの納品

(2) ＩＣＴ施工技術の具体的内容

「ＩＣＴ活用工事（作業土工（床掘工））実施要領 国土交通省」の１－３に準ずる。

(3) ＩＣＴ活用工事が可能な工事

ア　農道工事、林道工事

土工

・床掘

２　発注方式

ＩＣＴ土工における関連工種とするため、ＩＣＴ活用工事（作業土工）単独での発注は行わない。

３　ＩＣＴ活用工事の導入における留意点

受注者が円滑にＩＣＴ施工技術を導入し、活用できる環境整備として、次のとおり実施するものとする。

(1) 施工管理、監督・検査の対応

ＩＣＴ活用施工を実施するに当たり、施工管理及び監督・検査は、別表の基準類に基づき実施する。

なお、工事着手前に基準類の改訂等があった場合は、監督職員と協議の上、極力、最新の基準類に基づき実施するものとする。

監督職員及び検査職員は、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

(2) ３次元設計データ等の貸与

発注者は、詳細設計において、ＩＣＴ活用施工に必要な３次元設計データを作成した場は、受注者に貸与するほか、ＩＣＴ活用施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

(3) 工事費の積算

ア　積算方法

発注者は、発注に際して「土地改良工事積算基準（農林水産省）」または「治山林道必携積算・施工編（林野庁）」に基づき従来どおりの積算を行い、発注するものとする。契約後の協議において受注者からの希望によりＩＣＴ活用施工を実施する場合、ＩＣＴ活用施工を実施する項目について、各段階のＩＣＴ活用施工に係る費用を「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省）」または「治山林道必携　積算・施工編（林野庁）」及び「森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（（作業土工（床掘））試行積算要領（林野庁）」に基づき積算し、設計変更の対象とする。

ただし、次のイ、及びウについては、本要領を優先する。

なお、「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省）」または「治山林道必携　積算・施工編（林野庁）」等の適用については、農林水産局ＩＣＴ活用工事共通仕様書に記載する年度のものとする。

イ　３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

（ア）従来手法（管理断面及び変化点の計測）による起工測量を原則とするため、３次元起工測量に係る費用は計上しないものとする。

ただし、３次元起工測量及び３次元設計データ作成を必要とする場合は、受注者にそれらに係る費用（諸経費込）について見積書の提出を求め、その内容を確認の上、３次元起工測量及び３次元設計データ作成を指示し、設計変更において共通仮設費の技術管理費に計上するものとする。ただし、いずれもその後の積算における現場管理費率及び一般管理費率（諸経費率）による計算の対象外とする。

（イ）３次元起工測量については、従来の起工測量に係る費用が共通仮設費の率に含まれていることから、３次元起工測量と従来の起工測量それぞれに係る費用（諸経費込）について、見積書の提出を求め、両者の差額を設計変更の対象とする。

（ウ）受注者から見積書の提出がない場合は、費用計上しないものとする。

（エ）発注者は提出された見積書を、農林整備管理課に情報提供するものとする。

ウ　３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理を実施しないため、費用計上しないものとする。

第８　ＩＣＴ活用工事（舗装工）

１　ＩＣＴ活用工事

(1) ＩＣＴ活用工事における舗装工

次のア～オの全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事における舗装工とする。

また、次のイ、エ及びオの段階で活用を必須とし、ア及びウの段階で受注者の希望によりＩＣＴ施工技術の活用を選択し、部分的な活用とする工事を簡易型ＩＣＴ活用工事とする。

ア　３次元起工測量

イ　３次元設計データ作成

ウ　ＩＣＴ建設機械による施工

エ　３次元出来形管理等の施工管理

オ　３次元データの納品

(2) ＩＣＴ施工技術の具体的内容

「ＩＣＴ活用工事（舗装工）実施要領　国土交通省」の 1－3 に準ずる。

(3) ＩＣＴ活用工事が可能な工事

ＩＣＴ活用工事の対象とすることができる工事は、建設工事指名業者等選定要綱の別表第２左欄に掲げる発注工事の種類において「舗装工事」を原則とし、舗装面積 3,000m2 以上で、次に該当する工種を含むものとする。ただし、従来施工において、施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

なお、施工箇所が点在する工事においては、１施工箇所の舗装面積で判断するものとする。

ア　農道工事、林道工事

・アスファルト舗装工

・コンクリート舗装工

2　発注方式

ＩＣＴ活用工事の発注方式は、「受注者希望型」とし、次を満たす工事を目安として、発注者が設定した対象工事に適用する。

(1) 予定価格（消費税を含む）3,500 万円以上

(2) 舗装面積 3,000m2 以上

3　ＩＣＴ活用工事の導入における留意点

受注者が円滑にＩＣＴ施工技術を導入し、活用できる環境整備として、次のとおり実施するものとする。

(1) 施工管理、監督・検査の対応

ＩＣＴ活用施工を実施するに当たり、施工管理及び監督・検査は、別表の基準類に基づき実施する。

なお、工事着手前に基準類の改訂等があった場合は、監督職員と協議の上、極力、最新の基準類に基づき実施するものとする。

監督職員及び検査職員は、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

(2) ３次元設計データ等の貸与

発注者は、詳細設計において、ＩＣＴ活用施工に必要な３次元設計データを作成した場合は、受注者に貸与するほか、ＩＣＴ活用施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

(3) 工事費の積算

ア　積算方法

発注者は、発注に際して「土地改良工事積算基準（農林水産省）」または「治山林道必携積算・施工編（林野庁）」に基づき従来どおりの積算を行い、発注するものとする。契約後の協議において受注者からの希望によりＩＣＴ活用施工を実施する場合、ＩＣＴ活用施工を実施する項目について、各段階のＩＣＴ活用施工に係る費用を「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省）」または「治山林道必携　積算・施工編（林野庁）」及び「森林整

備保全事業ＩＣＴ活用工事（舗装工）試行積算要領（林野庁）」に基づき積算し、設計変更の対象とする。

ただし、次のイ及びウについては、本要領を優先する。

なお、「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省）」または「治山林道必携　積算・施工編（林野庁）」等の適用については、農林水産局ＩＣＴ活用工事共通仕様書に記載する年度のものとする。

イ　３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

（ア）３次元起工測量及び３次元設計データ作成については、受注者にそれらに係る費用（諸経費込）について見積書の提出を求め、その内容を確認の上、３次元起工測量及び３次元設計データ作成を指示し、設計変更において共通仮設費の技術管理費に計上するものとする。ただし、いずれもその後の積算における現場管理費率及び一般管理費率（諸経費率）による計算の対象外とする。

（イ）３次元起工測量については、従来の起工測量に係る費用が共通仮設費の率に含まれていることから、３次元起工測量と従来の起工測量それぞれに係る費用（諸経費込）について、見積書の提出を求め、両者の差額を設計変更の対象とする。

（ウ）受注者から見積書の提出がない場合は、費用計上しないものとする。

（エ）発注者は提出された見積書を、農林整備管理課に情報提供するものとする。

ウ　３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用（費用計上する場合）

（ア）３次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び３次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省）」または「治山林道必携　積算・施工編（林野庁）」及び「森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（舗装工）試行積算要領（林野庁）」に基づき算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする。

（イ）見積りにより算出される金額には、共通仮設費（３次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び３次元データ納品に要する費用）と現場管理費（外注経費を含む）に加え、一般管理費等を含むこととする。また、見積りには、３次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理を行う対象範囲を明記するものとする。

（ウ）見積りにより算出される金額を積算計上額として採用する場合は、全ての間接費の対象外として共通仮設費の技術管理費に積上げ計上するものとする。

（エ）受注者から見積書の提出がない場合は、費用計上しないものとする。

（オ）発注者は提出された見積書を、農林整備管理課に情報提供するものとする。

第９　ＩＣＴ活用工事（付帯構造物設置工）

１　ＩＣＴ活用工事

(1) ＩＣＴ活用工事における付帯構造物設置工

次のア～エの全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事における付帯構造物設置工とする。

また、次のイ、ウ及びエの段階で活用を必須とし、部分的な活用とする工事を簡易型ＩＣＴ活用工事とする。

ア　３次元起工測量

イ　３次元設計データ作成

ウ　３次元出来形管理等の施工管理

エ　３次元データの納品

(2) ＩＣＴ施工技術の具体的内容

「ＩＣＴ活用工事（付帯構造物設置工）実施要領　国土交通省」の1－3に準ずる。

(3) ＩＣＴ活用工事が可能な工事

次に該当する工種を含むものとする。ただし、従来施工において、施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

コンクリートブロック工

・コンクリートブロック積

・間知ブロック張

・平ブロック張

・連節ブロック張

・緑化ブロック積

・ブロック積擁壁工

緑化ブロック工

石積（張）工

側溝工

・プレキャストU型側溝

・Ｌ型側溝

・自由勾配側溝

管渠工

暗渠工

縁石工

・縁石

・アスカーブ

基礎工（護岸）

・現場打基礎

・プレキャスト基礎

海岸コンクリートブロック工

コンクリート被覆工

護岸付属物工

2　発注方式

ＩＣＴ活用工事（土工）等の関連施工工種とするため、ＩＣＴ活用工事（付帯構造物設置工）単独での発注は行わない。

3　ＩＣＴ活用工事の導入における留意点

受注者が円滑にＩＣＴ施工技術を導入し、活用できる環境整備として、次のとおり実施するものとする。

(1) 施工管理、監督・検査の対応

ＩＣＴ活用施工を実施するに当たり、施工管理及び監督・検査は、別表の基準類に基づき実施する。

なお、工事着手前に基準類の改訂等があった場合は、監督職員と協議の上、極力、最新の基準類に基づき実施するものとする。

監督職員及び検査職員は、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

(2) ３次元設計データ等の貸与

発注者は、詳細設計において、ＩＣＴ活用施工に必要な３次元設計データを作成した場合は、受注者に貸与するほか、ＩＣＴ活用施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

(3) 工事費の積算

ア　積算方法

発注者は、発注に際して「土地改良工事積算基準（農林水産省）」または「治山林道必携積算・施工編（林野庁）」に基づき従来どおりの積算を行い、発注するものとする。契約後の協議において受注者からの希望によりＩＣＴ活用施工を実施する場合、ＩＣＴ活用施工を実施する項目について、各段階のＩＣＴ活用施工に係る費用を「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省）」または「治山林道必携　積算・施工編（林野庁）」及び「森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（付帯構造物設置工）試行積算要領（林野庁）」に基づき積算し、設計変更の対象とする。

ただし、次のイ及びウについては、本要領を優先する。

なお、「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省）」または「治山林道必携　積算・施工編（林野庁）」等の適用については、農林水産局ＩＣＴ活用工事共通仕様書に記載する年度のものとする。

イ　３次元起工測量・３次元設計データの作成費用（費用計上する場合）

（ア）３次元起工測量及び３次元設計データ作成については、受注者にそれらに係る費用（諸経費込）について見積書の提出を求め、その内容を確認の上、３次元起工測量及び３次元設計データ作成を指示し、設計変更において共通仮設費の技術管理費に計上するものとする。ただし、いずれもその後の積算における現場管理費率及び一般管理費率（諸経費率）による計算の対象外とする。

（イ）３次元起工測量については、従来の起工測量に係る費用が共通仮設費の率に含まれていることから、３次元起工測量と従来の起工測量それぞれに係る費用（諸経費込）について、見積書の提出を求め、両者の差額を設計変更の対象とする。

（ウ）受注者から見積書の提出がない場合は、費用計上しないものとする。

（エ）発注者は提出された見積書を、農林整備管理課に情報提供するものとする。

ウ　３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用（費用計上する場合）

（ア）３次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び３次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が「治山林道必携　積算・施工編（林野庁）」及び「森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（付帯構造物設置工）試行積算要領（林野庁）」に基づき算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする。

（イ）見積りにより算出される金額には、共通仮設費（３次元座標値を面的に取得する機器を

用いた出来形管理及び３次元データ納品に要する費用）と現場管理費（外注経費を含む）に加え、一般管理費等を含むこととする。また、見積りには、３次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理を行う対象範囲を明記するものとする。

（ウ）見積りにより算出される金額を積算計上額として採用する場合は、全ての間接費の対象外として共通仮設費の技術管理費に積上げ計上するものとする。

（エ）受注者から見積書の提出がない場合は、費用計上しないものとする。

（オ）発注者は提出された見積書を、農林整備管理課に情報提供するものとする。

第１０　ＩＣＴ活用工事（法面工）

１　ＩＣＴ活用工事

(1) ＩＣＴ活用工事における法面工

次のア～エの全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事における法面工とする。

また、次のイ、ウ及びエの段階で活用を必須とし、部分的な活用とする工事を簡易型ＩＣＴ活用工事とする。

ア　３次元起工測量

イ　３次元設計データ作成（落石防止網工及び落石防護柵工のみ必須）

ウ　３次元出来形管理等の施工管理

エ　３次元データの納品

(2) ＩＣＴ施工技術の具体的内容

「ＩＣＴ活用工事（法面工）実施要領　国土交通省」の 1－3 に準ずる。

(3) ＩＣＴ活用工事が可能な工事

ＩＣＴ活用工事の対象とすることができる工事は、建設工事指名業者等選定要綱の別表第２左欄に掲げる発注工事の種類において「一般土木工事」、「法面処理工事」を原則とし、次に該当する工種を含むものとする。ただし、従来施工において、施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

ア　農道工事

・植生工

・法面吹付工

・吹付工

イ　林道・治山工事

・植生工

・法面吹付工

・吹付工

・法枠工

・落石防止網工

・落石防護柵工

２　発注方式

ＩＣＴ活用工事の発注方式は、「受注者希望型」とし、次を満たす工事を目安として、発注者が設定した対象工事に適用する。

(1) 予定価格（消費税を含む）5,000 万円以上

(2) 土工量 1,000m3 以上

3　ＩＣＴ活用工事の導入における留意点

受注者が円滑にＩＣＴ施工技術を導入し、活用できる環境整備として、次のとおり実施するものとする。

(1) 施工管理、監督・検査の対応

ＩＣＴ活用施工を実施するに当たり、施工管理及び監督・検査は、別表の基準類に基づき実施する。

なお、工事着手前に基準類の改訂等があった場合は、監督職員と協議の上、極力、最新の基準類に基づき実施するものとする。

監督職員及び検査職員は、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

(2) ３次元設計データ等の貸与

発注者は、詳細設計において、ＩＣＴ活用施工に必要な３次元設計データを作成した場合は、受注者に貸与するほか、ＩＣＴ活用施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

(3) 工事費の積算

ア　積算方法

発注者は、発注に際して「土地改良工事積算基準（農林水産省）」または「治山林道必携積算・施工編（林野庁）」に基づき従来どおりの積算を行い、発注するものとする。契約後の協議において受注者からの希望によりＩＣＴ活用施工を実施する場合、ＩＣＴ活用施工を実施する項目について、各段階のＩＣＴ活用施工に係る費用を「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省）」または「治山林道必携　積算・施工編（林野庁）」及び「森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（法面工）試行積算要領（林野庁）」に基づき積算し、設計変更の対象とする。

ただし、次のイ及びウについては、本要領を優先する。

なお、「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省）」または「治山林道必携　積算・施工編（林野庁）」等の適用については、農林水産局ＩＣＴ活用工事共通仕様書に記載する年度のものとする。

イ　３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

（ア）３次元起工測量及び３次元設計データ作成については、受注者にそれらに係る費用（諸経費込）について見積書の提出を求め、その内容を確認の上、３次元起工測量及び３次元設計データ作成を指示し、設計変更において共通仮設費の技術管理費に計上するものとする。ただし、いずれもその後の積算における現場管理費率及び一般管理費率（諸経費率）による計算の対象外とする。

（イ）３次元起工測量については、従来の起工測量に係る費用が共通仮設費の率に含まれていることから、３次元起工測量と従来の起工測量それぞれに係る費用（諸経費込）について、見積書の提出を求め、両者の差額を設計変更の対象とする。

（ウ）受注者から見積書の提出がない場合は、費用計上しないものとする。

（エ）発注者は提出された見積書を、農林整備管理課に情報提供するものとする。

ウ　３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用（費用計上する場合）

（ア）３次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び３次元データ納品を行う場

合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が「治山林道必携　積算・施工編（林野庁）」及び「森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（法面工）試行積算要領（林野庁）」に基づき算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする。

（イ）見積りにより算出される金額には、共通仮設費（３次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び３次元データ納品に要する費用）と現場管理費（外注経費を含む）に加え、一般管理費等を含むこととする。また、見積りには、３次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理を行う対象範囲を明記するものとする。

（ウ）見積りにより算出される金額を積算計上額として採用する場合は、全ての間接費の対象外として共通仮設費の技術管理費に積上げ計上するものとする。

（エ）受注者から見積書の提出がない場合は、費用計上しないものとする。

（オ）発注者は提出された見積書を、農林整備管理課に情報提供するものとする。

第１１　ＩＣＴ活用工事（擁壁工）

１　ＩＣＴ活用工事

(1) ＩＣＴ活用工事における擁壁工

次のア～エの全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事における擁壁工とする。

また、次のイ、ウ及びエの段階で活用を必須とし、部分的な活用とする工事を簡易型ＩＣＴ活用工事とする。

ア　３次元起工測量

イ　３次元設計データ作成

ウ　３次元出来形管理等の施工管理

エ　３次元データの納品

(2) ＩＣＴ施工技術の具体的内容

「ＩＣＴ活用工事（擁壁工）実施要領　国土交通省」の 1－3 に準ずる。

(3) ＩＣＴ活用工事が可能な工事

ＩＣＴ活用工事の対象とすることができる工事は、建設工事指名業者等選定要綱の別表第２左欄に掲げる発注工事の種類において「一般土木工事」であり、次に該当する工種を含むものとする。ただし、従来施工において、施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

ア　林道工事

擁壁工

・帯鋼補強土壁（テールアルメ工法）

・アンカー補強土壁

・ジオテキスタイル補強土壁

・現場打擁壁工

・プレキャスト擁壁工

２　発注方式

ＩＣＴ活用工事の発注方式は、「受注者希望型」とし、次を満たす工事を目安として、発注者が設定した対象工事に適用する。

(1) 予定価格（消費税を含む）5,000 万円以上

(2) ＩＣＴ活用工事（土工）の対象工事

3　ＩＣＴ活用工事の導入における留意点

受注者が円滑にＩＣＴ施工技術を導入し、活用できる環境整備として、次のとおり実施するものとする。

(1) 施工管理、監督・検査の対応

ＩＣＴ活用施工を実施するに当たり、施工管理及び監督・検査は、別表の基準類に基づき実施する。

なお、工事着手前に基準類の改訂等があった場合は、監督職員と協議の上、極力、最新の基準類に基づき実施するものとする。

監督職員及び検査職員は、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

(2) ３次元設計データ等の貸与

発注者は、詳細設計において、ＩＣＴ活用施工に必要な３次元設計データを作成した場合は、受注者に貸与するほか、ＩＣＴ活用施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

(3) 工事費の積算

ア　積算方法

発注者は、発注に際して「治山林道必携　積算・施工編（林野庁）」に基づき従来どおりの積算を行い、発注するものとする。契約後の協議において受注者からの希望によりＩＣＴ活用施工を実施する場合、ＩＣＴ活用施工を実施する項目について、各段階のＩＣＴ活用施工に係る費用を「治山林道必携　積算・施工編（林野庁）」及び「森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（擁壁工）試行積算要領（林野庁）」に基づき積算し、設計変更の対象とする。

ただし、次のイ及びウについては、本要領を優先する。

なお、「治山林道必携　積算・施工編（林野庁）」等の適用については、農林水産局ＩＣＴ活用工事共通仕様書に記載する年度のものとする。

イ　３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

（ア）３次元起工測量及び３次元設計データ作成については、受注者にそれらに係る費用（諸経費込）について見積書の提出を求め、その内容を確認の上、３次元起工測量及び３次元設計データ作成を指示し、設計変更において共通仮設費の技術管理費に計上するものとする。ただし、いずれもその後の積算における現場管理費率及び一般管理費率（諸経費率）による計算の対象外とする。

（イ）３次元起工測量については、従来の起工測量に係る費用が共通仮設費の率に含まれていることから、３次元起工測量と従来の起工測量それぞれに係る費用（諸経費込）について、見積書の提出を求め、両者の差額を設計変更の対象とする。

（ウ）受注者から見積書の提出がない場合は、費用計上しないものとする。

（エ）発注者は提出された見積書を、農林整備管理課に情報提供するものとする。

ウ　３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用（費用計上する場合）

（ア）３次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び３次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が「治山林道必携　積算・施工編（林野庁）」及び「森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（擁

壁工）試行積算要領（林野庁）」に基づき算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする。

（イ）見積りにより算出される金額には、共通仮設費（３次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び３次元データ納品に要する費用）と現場管理費（外注経費を含む）に加え、一般管理費等を含むこととする。また、見積りには、３次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理を行う対象範囲を明記するものとする。

（ウ）見積りにより算出される金額を積算計上額として採用する場合は、全ての間接費の対象外として共通仮設費の技術管理費に積上げ計上するものとする。

（エ）受注者から見積書の提出がない場合は、費用計上しないものとする。

（オ）発注者は提出された見積書を、農林整備管理課に情報提供するものとする。

第１２　ＩＣＴ活用工事（治山ダム工）

１　ＩＣＴ活用工事

(1) ＩＣＴ活用工事における治山ダム工

次のア～エの全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事における治山ダム工とする。

また、次のイ、ウ及びエの段階で活用を必須とし、部分的な活用とする工事を簡易型ＩＣＴ活用工事とする。

ア　３次元起工測量

イ　３次元設計データ作成

ウ　３次元出来形管理等の施工管理

エ　３次元データの納品

(2) ＩＣＴ施工技術の具体的内容

「森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（治山ダム工）試行実施要領」の３に準ずる。

(3) ＩＣＴ活用工事が可能な工事

ＩＣＴ活用工事の対象とすることができる工事は、建設工事指名業者等選定要綱の別表第２左欄に掲げる発注工事の種類において「一般土木工事」であり、次に該当する工種を含むものとする。ただし、従来施工において、施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

ア　治山工事

治山ダム工

・コンクリート谷止工

・コンクリート床固工

・間詰工

・側壁工

・副ダム工

・垂直壁工

・水叩工

２　発注方式

ＩＣＴ活用工事の発注方式は、「受注者希望型」とし、次を満たす工事を目安として、発注者が設定した対象工事に適用する。

(1) 予定価格（消費税を含む）5,000 万円以上

(2) ＩＣＴ活用工事（土工）の対象工事

3　ＩＣＴ活用工事の導入における留意点

受注者が円滑にＩＣＴ施工技術を導入し、活用できる環境整備として、次のとおり実施するものとする。

(1) 施工管理、監督・検査の対応

ＩＣＴ活用施工を実施するに当たり、施工管理及び監督・検査は、別表の基準類に基づき実施する。

なお、工事着手前に基準類の改訂等があった場合は、監督職員と協議の上、極力、最新の基準類に基づき実施するものとする。

監督職員及び検査職員は、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

(2) ３次元設計データ等の貸与

発注者は、詳細設計において、ＩＣＴ活用施工に必要な３次元設計データを作成した場合は、受注者に貸与するほか、ＩＣＴ活用施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

(3) 工事費の積算

ア　積算方法

発注者は、発注に際して「治山林道必携　積算・施工編（林野庁）」に基づき従来どおりの積算を行い、発注するものとする。契約後の協議において受注者からの希望によりＩＣＴ活用施工を実施する場合、ＩＣＴ活用施工を実施する項目について、各段階のＩＣＴ活用施工に係る費用を「治山林道必携　積算・施工編（林野庁）」及び「森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（治山ダム工）試行積算要領（林野庁）」に基づき積算し、設計変更の対象とする。

ただし、次のイ及びウについては、本要領を優先する。

なお、「治山林道必携　積算・施工編（林野庁）」等の適用については、農林水産局ＩＣＴ活用工事共通仕様書に記載する年度のものとする。

イ　３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

（ア）３次元起工測量及び３次元設計データ作成については、受注者にそれらに係る費用（諸経費込）について見積書の提出を求め、その内容を確認の上、３次元起工測量及び３次元設計データ作成を指示し、設計変更において共通仮設費の技術管理費に計上するものとする。ただし、いずれもその後の積算における現場管理費率及び一般管理費率（諸経費率）による計算の対象外とする。

（イ）３次元起工測量については、従来の起工測量に係る費用が共通仮設費の率に含まれていることから、３次元起工測量と従来の起工測量それぞれに係る費用（諸経費込）について、見積書の提出を求め、両者の差額を設計変更の対象とする。

（ウ）受注者から見積書の提出がない場合は、費用計上しないものとする。

（エ）発注者は提出された見積書を、農林整備管理課に情報提供するものとする。

ウ　３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用（費用計上する場合）

（ア）３次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び３次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が

「治山林道必携　積算・施工編（林野庁）」及び「森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（治山ダム工）試行積算要領（林野庁）」に基づき算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする。

（イ）見積りにより算出される金額には、共通仮設費（３次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び３次元データ納品に要する費用）と現場管理費（外注経費を含む）に加え、一般管理費等を含むこととする。また、見積りには、３次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理を行う対象範囲を明記するものとする。

（ウ）見積りにより算出される金額を積算計上額として採用する場合は、全ての間接費の対象外として共通仮設費の技術管理費に積上げ計上するものとする。

（エ）受注者から見積書の提出がない場合は、費用計上しないものとする。

（オ）発注者は提出された見積書を、農林整備管理課に情報提供するものとする。

第１３　ＩＣＴ活用工事（ほ場整備工）

１　ＩＣＴ活用工事

(1) ＩＣＴ活用工事におけるほ場整備工

次のア～オの全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事におけるほ場整備工とする。

また、次のイ、エ及びオの段階で活用を必須とし、ア及びウの段階で受注者の希望によりＩＣＴ施工技術の活用を選択し、部分的な活用とする工事を簡易型ＩＣＴ活用工事とする。

ア　３次元起工測量

イ　３次元設計データ作成

ウ　ＩＣＴ建設機械による施工

エ　３次元出来形管理等の施工管理

オ　３次元データの納品

(2) ＩＣＴ施工技術の具体的内容

「情報化施工技術の活用ガイドライン　農林水産省」に準ずる。

(3) ＩＣＴ活用工事が可能な工事

ＩＣＴ活用工事の対象とすることができる工事は、建設工事指名業者等選定要綱の別表第２左欄に掲げる発注工事の種類において「一般土木工事」を原則とし、次に該当する工種を含むものとする。ただし、従来施工において、施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

ア　ほ場整備工事

整地工

・表土整地

・基盤造成

２　発注方式

ＩＣＴ活用工事の発注方式は、「受注者希望型」とし、次を満たす工事を目安として、発注者が設定した対象工事に適用する。

(1) 予定価格（消費税を含む）5,000 万円以上

(2) 施工面積 1.0ha 以上

３　ＩＣＴ活用工事の導入における留意点

受注者が円滑にＩＣＴ施工技術を導入し、活用できる環境整備として、次のとおり実施するものとする。

(1) 施工管理、監督・検査の対応

ＩＣＴ活用施工を実施するに当たり、施工管理及び監督・検査は、別表の基準類に基づき実施する。

なお、工事着手前に基準類の改訂等があった場合は、監督職員と協議の上、極力、最新の基準類に基づき実施するものとする。

監督職員及び検査職員は、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

(2) ３次元設計データ等の貸与

発注者は、詳細設計において、ＩＣＴ活用施工に必要な３次元設計データを作成した場合は、受注者に貸与するほか、ＩＣＴ活用施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

(3) 工事費の積算

ア　積算方法

発注者は、発注に際して「土地改良工事積算基準（農林水産省）」に基づき従来どおりの積算を行い、発注するものとする。契約後の協議において受注者からの希望によりＩＣＴ活用施工を実施する場合、ＩＣＴ活用施工を実施する項目について、各段階のＩＣＴ活用施工に係る費用を「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省）」に基づき積算し、設計変更の対象とする。

ただし、次のイ及びウについては、本要領を優先する。

なお、「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省）」の適用については、農林水産局ＩＣＴ活用工事共通仕様書に記載する年度のものとする。

イ　３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

（ア）３次元起工測量及び３次元設計データ作成については、受注者にそれらに係る費用（諸経費込）について見積書の提出を求め、その内容を確認の上、３次元起工測量及び３次元設計データ作成を指示し、設計変更において共通仮設費の技術管理費に計上するものとする。ただし、いずれもその後の積算における現場管理費率及び一般管理費率（諸経費率）による計算の対象外とする。

（イ）３次元起工測量については、従来の起工測量に係る費用が共通仮設費の率に含まれていることから、３次元起工測量と従来の起工測量それぞれに係る費用（諸経費込）について、見積書の提出を求め、両者の差額を設計変更の対象とする。

（ウ）受注者から見積書の提出がない場合は、費用計上しないものとする。

（エ）発注者は提出された見積書を、農林整備管理課に情報提供するものとする。

ウ　３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用（費用計上する場合）

（ア）３次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び３次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省）」に基づき算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする。

（イ）見積りにより算出される金額には、共通仮設費（３次元座標値を面的に取得する機器を

用いた出来形管理及び３次元データ納品に要する費用）と現場管理費（外注経費を含む）に加え、一般管理費等を含むこととする。また、見積りには、３次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理を行う対象範囲を明記するものとする。

（ウ）見積りにより算出される金額を積算計上額として採用する場合は、全ての間接費の対象外として共通仮設費の技術管理費に積上げ計上するものとする。

（エ）受注者から見積書の提出がない場合は、費用計上しないものとする。

（オ）発注者は提出された見積書を、農林整備管理課に情報提供するものとする。

第１４　ＩＣＴ活用工事（ため池改修工）

１　ＩＣＴ活用工事

(1) ＩＣＴ活用工事におけるため池改修工

次のア～オの全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事におけるため池改修工とする。

また、次のイ、エ及びオの段階で活用を必須とし、ア及びウの段階で受注者の希望によりＩＣＴ施工技術の活用を選択し、部分的な活用とする工事を簡易型ＩＣＴ活用工事とする。

ア　３次元起工測量

イ　３次元設計データ作成

ウ　ＩＣＴ建設機械による施工

エ　３次元出来形管理等の施工管理

オ　３次元データの納品

(2) ＩＣＴ施工技術の具体的内容

「情報化施工技術の活用ガイドライン　農林水産省」に準ずる。

(3) ＩＣＴ活用工事が可能な工事

ＩＣＴ活用工事の対象とすることができる工事は、建設工事指名業者等選定要綱の別表第２左欄に掲げる発注工事の種類において「一般土木工事」を原則とし、次に該当する工種を含むものとする。ただし、従来施工において、施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

ア　ため池改修工事

・堤体工

２　発注方式

ＩＣＴ活用工事の発注方式は、「受注者希望型」とし、次を満たす工事を目安として、発注者が設定した対象工事に適用する。

(1) 予定価格（消費税を含む）5,000 万円以上

(2) 堤高 15m未満

３　ＩＣＴ活用工事の導入における留意点

受注者が円滑にＩＣＴ施工技術を導入し、活用できる環境整備として、次のとおり実施するものとする。

(1) 施工管理、監督・検査の対応

ＩＣＴ活用施工を実施するに当たり、施工管理及び監督・検査は、別表の基準類に基づき実施する。

なお、工事着手前に基準類の改訂等があった場合は、監督職員と協議の上、極力、最新の基準

類に基づき実施するものとする。

監督職員及び検査職員は、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

(2) ３次元設計データ等の貸与

発注者は、詳細設計において、ＩＣＴ活用施工に必要な３次元設計データを作成した場合は、受注者に貸与するほか、ＩＣＴ活用施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

(3) 工事費の積算

ア　積算方法

発注者は、発注に際して「土地改良工事積算基準（農林水産省）」に基づき従来どおりの積算を行い、発注するものとする。契約後の協議において受注者からの希望によりＩＣＴ活用施工を実施する場合、ＩＣＴ活用施工を実施する項目について、各段階のＩＣＴ活用施工に係る費用を「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省）」に基づき積算し、設計変更の対象とする。

ただし、次のイ及びウについては、本要領を優先する。

なお、「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省）」の適用については、農林水産局ＩＣＴ活用工事共通仕様書に記載する年度のものとする。

イ　３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

（ア）３次元起工測量及び３次元設計データ作成については、受注者にそれらに係る費用（諸経費込）について見積書の提出を求め、その内容を確認の上、３次元起工測量及び３次元設計データ作成を指示し、設計変更において共通仮設費の技術管理費に計上するものとする。ただし、いずれもその後の積算における現場管理費率及び一般管理費率（諸経費率）による計算の対象外とする。

（イ）３次元起工測量については、従来の起工測量に係る費用が共通仮設費の率に含まれていることから、３次元起工測量と従来の起工測量それぞれに係る費用（諸経費込）について、見積書の提出を求め、両者の差額を設計変更の対象とする。

（ウ）受注者から見積書の提出がない場合は、費用計上しないものとする。

（エ）発注者は提出された見積書を、農林整備管理課に情報提供するものとする。

ウ　３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用（費用計上する場合）

（ア）３次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び３次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省）」に基づき算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする。

（イ）見積りにより算出される金額には、共通仮設費（３次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び３次元データ納品に要する費用）と現場管理費（外注経費を含む）に加え、一般管理費等を含むこととする。また、見積りには、３次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理を行う対象範囲を明記するものとする。

（ウ）見積りにより算出される金額を積算計上額として採用する場合は、全ての間接費の対象外として共通仮設費の技術管理費に積上げ計上するものとする。

（エ）受注者から見積書の提出がない場合は、費用計上しないものとする。

（オ）発注者は提出された見積書を、農林整備管理課に情報提供するものとする。

第１５　ＩＣＴ活用工事（水路工）

１　ＩＣＴ活用工事

(1) ＩＣＴ活用工事における水路工

次のア～ウの全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事における水路工とする。

ア　３次元設計データ作成

イ　３次元出来形管理等の施工管理

ウ　３次元データの納品

(2) ＩＣＴ施工技術の具体的内容

「情報化施工技術の活用ガイドライン　農林水産省」に準ずる。

(3) ＩＣＴ活用工事が可能な工事

ＩＣＴ活用工事の対象とすることができる工事は、建設工事指名業者等選定要綱の別表第２左欄に掲げる発注工事の種類において「一般土木工事」であり、施工延長 100m以上の工事とし、次に該当する工種を含むものとする。ただし、従来施工において、施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

ア　ほ場整備、ため池改修工事

水路工

・現場打開水路

・鉄筋コンクリート大型フリューム

・鉄筋コンクリートＬ型水路

２　発注方式

ＩＣＴ活用工事の発注方式は、「受注者希望型」とし、次を満たす工事を目安として、発注者が設定した対象工事に適用する。

(1) 予定価格（消費税を含む）5,000 万円以上

(2) 施工延長 100m以上

３　ＩＣＴ活用工事の導入における留意点

受注者が円滑にＩＣＴ施工技術を導入し、活用できる環境整備として、次のとおり実施するものとする。

(1) 施工管理、監督・検査の対応

ＩＣＴ活用施工を実施するに当たり、施工管理及び監督・検査は、別表の基準類に基づき実施する。

なお、工事着手前に基準類の改訂等があった場合は、監督職員と協議の上、極力、最新の基準類に基づき実施するものとする。

監督職員及び検査職員は、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

(2) ３次元設計データ等の貸与

発注者は、詳細設計において、ＩＣＴ活用施工に必要な３次元設計データを作成した場合は、受注者に貸与するほか、ＩＣＴ活用施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

(3) 工事費の積算

ア　積算方法

発注者は、発注に際して「土地改良工事積算基準（農林水産省）」に基づき従来どおりの積算を行い、発注するものとする。契約後の協議において受注者からの希望によりＩＣＴ活用施工を実施する場合、ＩＣＴ活用施工を実施する項目について、各段階のＩＣＴ活用施工に係る費用を「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省）」に基づき積算し、設計変更の対象とする。

ただし、次のイについては、本要領を優先する。

なお、「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省）」の適用については、農林水産局ＩＣＴ活用工事共通仕様書に記載する年度のものとする。

イ　３次元設計データの作成費用

（ア）３次元設計データ作成については、受注者にそれらに係る費用（諸経費込）について見積書の提出を求め、その内容を確認の上、３次元設計データ作成を指示し、設計変更において共通仮設費の技術管理費に計上するものとする。ただし、その後の積算における現場管理費率及び一般管理費率（諸経費率）による計算の対象外とする。

（イ）受注者から見積書の提出がない場合は、費用計上しないものとする。

（ウ）発注者は提出された見積書を、農林整備管理課に情報提供するものとする。

第１６　ＩＣＴ活用工事（暗渠排水工）

１　ＩＣＴ活用工事

(1) ＩＣＴ活用工事における暗渠排水工

次のア～オの全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事における暗渠排水工とする。

また、次のイ、エ及びオの段階で活用を必須とし、ア及びウの段階で受注者の希望によりＩＣＴ施工技術の活用を選択し、部分的な活用とする工事を簡易型ＩＣＴ活用工事とする。

ア　３次元起工測量

イ　３次元設計データ作成

ウ　ＩＣＴ建設機械による施工

エ　３次元出来形管理等の施工管理

オ　３次元データの納品

(2) ＩＣＴ施工技術の具体的内容

「情報化施工技術の活用ガイドライン　農林水産省」に準ずる。

(3) ＩＣＴ活用工事が可能な工事

ＩＣＴ活用工事の対象とすることができる工事は、建設工事指名業者等選定要綱の別表第２左欄に掲げる発注工事の種類において「一般土木工事」であり、次に該当する工種を含むものとする。ただし、従来施工において、施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

ア　ほ場整備

暗渠排水工

・吸水渠

・集水渠

・導水渠

２　発注方式

ＩＣＴ活用工事の発注方式は、「受注者希望型」とし、次を満たす工事を目安として、発注者が設定した対象工事に適用する。

(1) 予定価格（消費税を含む）5,000 万円以上

(2) １ほ場ごとにおける施工延長が 10a 当たり 100m以上かつ対象とする施工延長が 1.1ｋｍ以上

３　ＩＣＴ活用工事の導入における留意点

受注者が円滑にＩＣＴ施工技術を導入し、活用できる環境整備として、次のとおり実施するものとする。

(1) 施工管理、監督・検査の対応

ＩＣＴ活用施工を実施するに当たり、施工管理及び監督・検査は、別表の基準類に基づき実施する。

なお、工事着手前に基準類の改訂等があった場合は、監督職員と協議の上、極力、最新の基準類に基づき実施するものとする。

監督職員及び検査職員は、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

(2) ３次元設計データ等の貸与

発注者は、詳細設計において、ＩＣＴ活用施工に必要な３次元設計データを作成した場合は、受注者に貸与するほか、ＩＣＴ活用施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

(3) 工事費の積算

ア　積算方法

発注者は、発注に際して「土地改良工事積算基準（農林水産省）」に基づき従来どおりの積算を行い、発注するものとする。契約後の協議において受注者からの希望によりＩＣＴ活用施工を実施する場合、ＩＣＴ活用施工を実施する項目について、各段階のＩＣＴ活用施工に係る費用を「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省）」に基づき積算し、設計変更の対象とする。

ただし、次のイについては、本要領を優先する。

なお、「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省）」の適用については、農林水産局ＩＣＴ活用工事共通仕様書に記載する年度のものとする。

イ　３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

（ア）３次元起工測量及び３次元設計データ作成については、受注者にそれらに係る費用（諸経費込）について見積書の提出を求め、その内容を確認の上、３次元起工測量及び３次元設計データ作成を指示し、設計変更において共通仮設費の技術管理費に計上するものとする。ただし、いずれもその後の積算における現場管理費率及び一般管理費率（諸経費率）による計算の対象外とする。

（イ）３次元起工測量については、従来の起工測量に係る費用が共通仮設費の率に含まれていることから、３次元起工測量と従来の起工測量それぞれに係る費用（諸経費込）について、見積書の提出を求め、両者の差額を設計変更の対象とする。

（ウ）受注者から見積書の提出がない場合は、費用計上しないものとする。

（エ）発注者は提出された見積書を、農林整備管理課に情報提供するものとする。

第１７　ＩＣＴ活用工事（地盤改良工）

1　ＩＣＴ活用工事

(1) ＩＣＴ活用工事における地盤改良工

次のア～オの全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事における地盤改良工とする。

また、次のイ、ウ、エ及びオの段階で活用を必須とし、部分的な活用とする工事を簡易型ＩＣＴ活用工事とする。

ア　３次元起工測量

イ　３次元設計データ作成

ウ　ＩＣＴ建設機械による施工

エ　３次元出来形管理等の施工管理

オ　３次元データの納品

(2) ＩＣＴ施工技術の具体的内容

「情報化施工技術の活用ガイドライン　農林水産省に準ずる。

(3) ＩＣＴ活用工事が可能な工事

ＩＣＴ活用工事の対象とすることができる工事は、建設工事指名業者等選定要綱の別表第２左欄に掲げる発注工事の種類において「一般土木工事」を原則とし、次に該当する工種を含むものとする。ただし、従来施工において、施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

ア　ため池改修工事、農道工事

地盤改良工

・路床安定処理工

・表層安定処理工

・固結工（中層混合処理）

・固結工（スラリー攪拌工）

2　発注方式

ＩＣＴ活用工事の発注方式は、「受注者希望型」とし、次を満たす工事を目安として、発注者が設定した対象工事に適用する。

(1) 予定価格（消費税を含む）5,000 万円以上

3　ＩＣＴ活用工事の導入における留意点

受注者が円滑にＩＣＴ施工技術を導入し、活用できる環境整備として、次のとおり実施するものとする。

(1) 施工管理、監督・検査の対応

ＩＣＴ活用施工を実施するに当たり、施工管理及び監督・検査は、別表の基準類に基づき実施する。

なお、工事着手前に基準類の改訂等があった場合は、監督職員と協議の上、極力、最新の基準類に基づき実施するものとする。

監督職員及び検査職員は、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

(2) ３次元設計データ等の貸与

発注者は、詳細設計において、ＩＣＴ活用施工に必要な３次元設計データを作成した場合は、受注者に貸与するほか、ＩＣＴ活用施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作

成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

(3) 工事費の積算

ア　積算方法

発注者は、発注に際して「土地改良工事積算基準（農林水産省）」に基づき従来どおりの積算を行い、発注するものとする。契約後の協議において受注者からの希望によりＩＣＴ活用施工を実施する場合、ＩＣＴ活用施工を実施する項目について、各段階のＩＣＴ活用施工に係る費用を「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省）」に基づき積算し、設計変更の対象とする。

ただし、次のイについては、本要領を優先する。

なお、「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省）」の適用については、特記仕様書に記載する年度のものとする。

イ　３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

（ア）３次元起工測量及び３次元設計データ作成については、受注者にそれらに係る費用（諸経費込）について見積書の提出を求め、その内容を確認の上、３次元起工測量及び３次元設計データ作成を指示し、設計変更において共通仮設費の技術管理費に計上するものとする。ただし、いずれもその後の積算における現場管理費率及び一般管理費率（諸経費率）による計算の対象外とする。

（イ）３次元起工測量については、従来の起工測量に係る費用が共通仮設費の率に含まれていることから、３次元起工測量と従来の起工測量それぞれに係る費用（諸経費込）について、見積書の提出を求め、両者の差額を設計変更の対象とする。

（ウ）受注者から見積書の提出がない場合は、費用計上しないものとする。

（エ）発注者は提出された見積書を、農林整備管理課に情報提供するものとする。

附則

１　この要領は令和４年８月１日から施行する。

２　令和５年８月１日改正については、令和５年８月１日から施行する。

３　令和６年８月１日改正については、令和６年８月１日から施行する。

４　令和７年10月１日改正については、令和７年10月１日から施行する。

５　令和８年10月１日改正については、令和８年10月１日から施行する。

別表

ＩＣＴ活用工事に関する基準類

次の基準類を準用する。

【共通】

次の基準類のうち、活用するＩＣＴ施工技術及び工種に該当する基準を参照する。

分類	番号	名称	発行元	参照先
測量・設計	1	国土地理院が定める新しい測量技術による測量方法に関するマニュアル、要領等	国土地理院	国土地理院ＨＰ
	2	ＬａｎｄＸＭＬ1.2に準じた３次元設計データ交換標準（案）	国土交通省	国総研ＨＰ
施工管理	3	３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）	国土交通省	
	4	ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領	国土交通省	
監督・検査	5	ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理監督検査要領	国土交通省	
	6	３次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領（案）	国土交通省	
その他	7	施工履歴データによる土工の出来高算出要領（案）	国土交通省	国土交通省ＨＰ
	8	ステレオ写真測量（地上移動体）を用いた土工の出来高算出要領（案）	国土交通省	
	9	地上写真測量（動画撮影型）を用いた土工の出来高算出要領（案）	国土交通省	
	10	ＩＣＴ建設機械　精度確認要領（案）	国土交通省	
	11	３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）	国土交通省	

基準類に記載されている次の基準については次のとおり読み替える。

読み替え前	読み替え後
「土木工事共通仕様書」（国土交通省各地方整備局）	「土木工事共通仕様書」（広島県）
「土木工事施工管理基準及び規格値（案）」（国土交通省各地方整備局）	「施工管理基準」
「土木工事施工管理基準」別表第１　直接測定による出来形管理（農林水産省）	「農林土木工事施工管理基準」（広島県）
「写真管理基準（案）」（国土交通省各地方整備局）	「写真管理基準」（広島県）
「工事完成図書の電子納品等要領」（国土交通省）	「工事完成図書の電子納品等要領」（広島県）

【農業土木】

上記に記載がない項目について、次の基準を参照する。

分類	番号	名称	発行元	参照先
全般	1	情報化施工技術の活用ガイドライン	農林水産省	農林水産省ＨＰ

【森林土木】

上記に記載がない項目について、次の基準を参照する。

分類	番号	名称	発行元	参照先
全般	1	森林土木分野における ICT 施工及び 3 次元データの活用	林野庁	林野庁ＨＰ